



令和5年第1回臨時会

|| 令和5年5月23日 ||

草加八潮消防組合議会会議録

草加八潮消防組合議会

令和5年第1回草加八潮消防組合議会臨時会

会 議 録 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2



議事日程（5月23日、火）	3
本日の会議に付した事件	3
出席・欠席議員	5
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者	5
本会議に出席した議会担当職員	5
開 会	6
開 議	6
管理者あいさつ	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸 報 告	7
地方自治法第121条第1項の規定による説明員の報告	7
管理者提出議案の報告及び上程	7
管理者提出議案の説明	7
管理者提出議案に対する質疑	8
委員会付託省略	8
討 論	9
採 決	9
第9号議案の可決	9
第10号議案の可決	9
第11号議案の可決	9

第12号議案の可決	9
第13号議案の可決	10
日程の追加	10
委員会提出議案の報告及び上程	10
委員会提出議案の説明	10
委員会提出議案に対する質疑	11
討 論	11
採 決	11
委第1号議案の可決	11
管理者あいさつ	12
閉 会	12



署名議員	13
------	----



参考資料

1 議案処理結果一覧表	1
(1) 管理者提出議案	1
(2) 委員会提出議案	1
2 委員会提出議案	2

草加八潮消防組合告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和5年第1回草加八潮消防組合議会臨時会を次のとおり招集し、同条第7項の規定により告示する。

令和5年5月12日

草加八潮消防組合管理者 瀬戸 百合子

- 1 期 日 令和5年5月23日
- 2 場 所 草加八潮消防組合八潮消防署視聴覚会議室
- 3 付議事件
 - (1) 草加八潮消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 草加八潮消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 財産の取得について [災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I—B型）]
 - (4) 財産の取得について [草加市消防団消防ポンプ自動車（CD—I型）]
 - (5) 財産の取得について [災害対応特殊救急自動車]

◇応招議員 12名

1番	池谷	正	議員	7番	広田	丈夫	議員
2番	田川	浩司	議員	8番	斉藤	雄二	議員
3番	中島	綾菜	議員	9番	寺原	一行	議員
4番	石川	祐一	議員	10番	小川	利八	議員
5番	川井	貴志	議員	11番	関	一幸	議員
6番	篠原	亮太	議員	12番	松井	優美子	議員

◇不応招議員 なし

令和5年第1回草加八潮消防組合議会臨時会

議 事 日 程

令和5年 5月23日(火曜日)

午前10時 開 会

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 管理者あいさつ
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 諸 報 告
 - (1) 地方自治法第121条第1項の規定による説明員の報告
- 7 管理者提出議案の報告及び上程
- 8 管理者提出議案の説明
- 9 管理者提出議案に対する質疑
- 10 委員会付託省略
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 管理者あいさつ
- 14 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程12まで同じ

- 13 日程の追加
- 14 委員会提出議案の報告及び上程
- 15 委員会提出議案の説明
- 16 委員会提出議案に対する質疑
- 17 討 論
- 18 採 決

19 管理者あいさつ

20 閉 会

午前10時00分開会

◇出席議員 12名

1番	池谷 正	議員	7番	広田 丈夫	議員
2番	田川 浩司	議員	8番	斉藤 雄二	議員
3番	中島 綾菜	議員	9番	寺原 一行	議員
4番	石川 祐一	議員	10番	小川 利八	議員
5番	川井 貴志	議員	11番	関 一幸	議員
6番	篠原 亮太	議員	12番	松井 優美子	議員

◇欠席議員 なし

◇地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

山川 百合子	管理者	上田 巧	警防課長
大山 忍	副管理者	中澤 智徳	情報指令課長
岩間 和利	消防局長	山本 浩一	草加消防署長
竹内 康行	企画課長 (次長兼務)	黒澤 昇	草加消防署 管理課長
高橋 明	総務課長	面来 秀明	八潮消防署長
佐藤 徹司	予防課長	掛川 義貴	八潮消防署 管理課長

◇本会議に出席した議会担当職員

南 雲 仁	書記長 (消防局次長)	阿出川 健太	書記 (企画課主査)
小澤 崇史	書記 (企画課副課長)	金子 忠弘	書記
三垣 紘子	書記 (企画課企画調整係長)		

◇傍聴人 なし

午前10時00分開会

◎開会の宣告

○小川議長 ただいまから令和5年第1回草加八潮消防組合議会臨時会を開会いたします。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○小川議長 直ちに本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎管理者あいさつ

○小川議長 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

山川管理者。

○山川管理者 おはようございます。

本日は、自席にて失礼いたします。よろしくお願いいたします。

令和5年第1回草加八潮消防組合議会臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、御多用の中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから消防行政の充実・発展に御尽力をいただき、改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の臨時会で御審議をお願いいたします議案は、草加八潮消防組合職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び草加八潮消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について並びに財産の取得に係る議案3件の計5件でございます。

いずれも、重要かつ緊急を要するものでございますので、議員の皆様におかれましては、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

————— ◇ —————

◎会議録署名議員の指名

○小川議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において

1番 池谷 正 議員

2番 田川 浩 司 議員

を指名いたします。

————— ◇ —————

◎会期の決定

○小川議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小川議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

————— ◇ —————

◎諸 報 告

○小川議長 次に、諸報告を行います。

◇地方自治法第121条第1項の

規定による説明員の報告

○小川議長 本臨時会に説明員として出席通知のありました人の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

————— ◇ —————

◎管理者提出議案の報告及び上程

○小川議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、御報告いたします。

議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

第9号議案から第13号議案を一括議題といたします。

————— ◇ —————

◎管理者提出議案の説明

○小川議長 管理者から提案理由の説明を求めます。

山川管理者。

○山川管理者 ただいま提出いたしました議案5件につきまして、その概要並びに提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、第9号議案 草加八潮消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この議案は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことを受け、人事院規則が改正されたことに伴い、草加八潮消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

次に、第10号議案 草加八潮消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この議案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条文の所要の整備を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、一部を除き、公布の日とするものでございます。

次に、第11号議案から第13号議案につきましては、いずれも財産の取得についての議案となりますので、一括して御説明を申し上げます。

第11号議案は、消防体制の充実を図るため、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）を購入するものでございます。

取得価格は8,217万円で、契約の相手方は、株式会社モリタ東京支店でございます。

第12号議案は、消防体制の充実を図るため、草加市消防団消防ポンプ自動車（CD-I型）を購入するものでございます。

取得価格は3,080万円で、契約の相手方は、ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所でございます。

第13号議案は、消防体制の充実を図るため、災害対応特殊救急自動車を購入するものでございます。

取得価格は2,249万5,000円で、契約の相手方は、埼玉トヨタ自動車株式会社草加店でございます。

以上、議案5件につきまして、その概要並びに提案理由を御説明申し上げましたが、議員の皆様のお理解をいただき、原案どおり議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○小川議長 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

————— ◇ —————

◎管理者提出議案に対する質疑

○小川議長 次に、管理者提出議案に対する質疑ではありますが、発言通告はありません。

よって、管理者提出議案に対する質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

◎委員会付託省略

○小川議長 次に、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第9号議案から第13号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小川議長 御異議なしと認めます。

よって、第9号議案から第13号議案につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

————— ◇ —————

◎休憩の宣告

○小川議長 暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時07分開議

◎開議の宣告

○小川議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎討 論

○小川議長 討論ではありますが、発言通告はありません。

よって、討論を終了いたします。

————— ◇ —————

◎採 決

○小川議長 直ちに採決を行います。

◇第9号議案の可決

○小川議長 第9号議案 草加八潮消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

[起立全員]

○小川議長 起立全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

◇第10号議案の可決

○小川議長 次に、第10号議案 草加八潮消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

[起立全員]

○小川議長 起立全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

◇第11号議案の可決

○小川議長 次に、第11号議案 財産の取得について [災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (I—B型)] は、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

[起立全員]

○小川議長 起立全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

◇第12号議案の可決

○小川議長 次に、第12号議案 財産の取得について [草加市消防団消防ポンプ自動車 (CD—I型)] は、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

[起立全員]

○小川議長 起立全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

◇第13号議案の可決

○小川議長 次に、第13号議案 財産の取得について〔災害対応特殊救急自動車〕は、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

○小川議長 起立全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎休憩の宣告

○小川議長 暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時10分開議

◎開議の宣告

○小川議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎日程の追加

○小川議長 お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から、議案の提出がありました。

委第1号議案を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小川議長 御異議なしと認めます。

よって、委第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

————— ◇ —————

◎委員会提出議案の報告及び上程

○小川議長 議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

委第1号議案を議題といたします。

————— ◇ —————

◎委員会提出議案の説明

○小川議長 提案理由の説明を求めます。

篠原議会運営委員長。

○6番 篠原議員 委第1号議案 草加八潮消防組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

草加八潮消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、特別委員会の設置による審査を行い、本会議会議録と同様に委員会会議録を作成する必要を認めたものでございます。

なお、施行期日は、公布の日とするものでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

す。

○小川議長 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

————— ◇ —————

◎休憩の宣告

○小川議長 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分開議

◎開議の宣告

○小川議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎委員会提出議案に対する質疑

○小川議長 委員会提出議案に対する質疑がありますが、発言通告はありません。

よって、委員会提出議案に対する質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

◎休憩の宣告

○小川議長 暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分開議

◎開議の宣告

○小川議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎討 論

○小川議長 討論ではありますが、発言通告はありません。

よって、討論を終了いたします。

————— ◇ —————

◎採 決

○小川議長 直ちに採決を行います。

◇委第1号議案の可決

○小川議長 委第1号議案 草加八潮消防組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

○小川議長 起立全員であります。

よって、委第1号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の議事は全て終了いたし

ました。

○小川議長 これにて、令和5年第1回草加八潮消防組合議会臨時会を閉会いたします。



午前10時15分閉会

◎管理者あいさつ

○小川議長 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

山川管理者。

○山川管理者 令和5年第1回草加八潮消防組合議会臨時会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、提出いたしました議案につきまして、原案どおり議決を賜り、改めて深く感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

新型コロナウイルスの分類が5類に引き下げられたところではございますが、引き続き動向を注視し、必要とされる消防力の維持、確保に職員一丸となって取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、健康に十分御留意いただき、引き続き当消防組合の発展に御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。本臨時会閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

議 長 小 川 利 八
署 名 議 員 池 谷 正
署 名 議 員 田 川 浩 司

参 考 资 料

議案処理結果一覧表

管理者提出議案

本臨時会提出

議案番号	議 案 名	提出年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果
第 9 号 議 案	草加八潮消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R 5. 5. 23	—	R 5. 5. 23	原案可決 (全員)
第 1 0 号 議 案	草加八潮消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	R 5. 5. 23	—	R 5. 5. 23	原案可決 (全員)
第 1 1 号 議 案	財産の取得について [災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (I—B型)]	R 5. 5. 23	—	R 5. 5. 23	原案可決 (全員)
第 1 2 号 議 案	財産の取得について [草加市消防団消防ポンプ自動車 (CD—I型)]	R 5. 5. 23	—	R 5. 5. 23	原案可決 (全員)
第 1 3 号 議 案	財産の取得について [災害対応特殊救急自動車]]	R 5. 5. 23	—	R 5. 5. 23	原案可決 (全員)

委員会提出議案

本臨時会提出

議案番号	議 案 名	提出年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果
委第 1 号 議 案	草加八潮消防組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	R 5. 5. 23	—	R 5. 5. 23	原案可決 (全員)

委員会提出議案

令和5年5月23日

草加八潮消防組合議会

議長 小川利八様

議会運営委員会

委員長 篠原亮太

草加八潮消防組合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び草加八潮消防組合議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

委第1号議案

草加八潮消防組合議会委員会条例の一部を改正する条例

草加八潮消防組合議会委員会条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「（以下「委員会」という。）」を削る。

第2条中「（以下「委員」という。）」を削る。

第25条を削り、第12条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第1項中「委員会」を「議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「委員」を「議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（特別委員会の設置）

第3条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第26条を第27条とし、同条の前に次の1条を加える。

（会議録）

第26条 委員長は、職員をして会議録（議会運営委員会に係るものを除く。以下同じ。）

を作成し、会議録に次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 説明のため出席した者の職氏名
- (4) 会議に付した事件
- (5) 議事及び選挙の経過
- (6) その他委員会において必要と認めた事項

- 2 前項の会議録は、電磁的記録によることができる。
- 3 会議録は、録音記録により作成する。
- 4 会議録には、委員長及び委員会において指名された2人の委員が署名（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置）をしなければならない。
- 5 会議録は、議長が保管する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

